

令和2年4月30日

湯河原町立小・中学校
保護者の皆様

湯河原町教育委員会教育長

緊急事態宣言に伴う臨時休業に係る5月7日以降の湯河原町立
小・中学校の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための学校の臨時休業へのご理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、この度の国の緊急事態宣言を受け、町立小・中学校を令和2年5月6日（水）まで臨時休業としているところです。

現時点では5月7日（木）以降、国の緊急事態宣言が延長されるのか、解除されるのかは明らかになっていない状況ですが、本町教育委員会では、子どもたちの安全を確保するという観点から、状況に応じて次のように対応することとします。

なお、今後、国の動向や神奈川県への対応等によっては、次の対応を変更しなければならないことがありますので、その際には改めて連絡いたします。

〔対応1〕緊急事態宣言が延長された場合

→ 臨時休業を継続します。

※ 臨時休業の終了の日は今後お知らせします。

〔対応2〕緊急事態宣言が解除された場合

→ 臨時休業期間を5月10日（日）まで延長し、5月11日（月）から学校を再開します。

なお5月22日（金）まで給食は実施しません。

※ その他の詳しいことは、5月8日（金）までにお知らせします。

事務担当
教育委員会事務局学校教育課
電話番号 62-1100